

#### 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

#### 定期第530号 令和4年12月23日発行

目 次

【告示】		
番号	表 題	担当課名
7 1 3	令和 4 年度自衛官候補生の募集期間,採用	とくしまゼロ作戦課
	試験の試験期日,試験場等を告示する件	
7 1 4	指定管理者を指定した件	グリーン社会推進課
7 1 5	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づ	環境管理課
	く特定施設の構造等の変更の許可の申請が	
	あった件	
7 1 6	指定管理者を指定した件	次世代育成・
		青少年課
7 1 7	同	文化資源活用課
/ 1 /	D	<b>火化</b> 貝源冶用砞
7 1 8	同	保健福祉政策課
7 1 9	同	障がい福祉課
7 2 0	同	にぎわいづくり課
7 2 1	同	スマート林業課
7 2 2	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
7 2 3	同	同
7 2 4	指定管理者を指定した件	都市計画課
7 2 5	同	住宅課

【企業局告示 <sup>番号</sup> 2	】 表 指定管理者を指定した件	題	担当課名	

## 徳島県告示第七百十三号

候補生の募集期間、 第百十八条の規定により、 自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第百七十九号) 採用試験の試験期日、 令和四年度の陸上自衛隊、 試験場等を次のとおり告示する。 第百十四条、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官 第百十七条第一項及び

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯泉 嘉門

# 一募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

第 六 回	試験回
金曜日)まで	募集期限
日) 日二十九日 (日曜	試験期日
び経歴評定 適性検査、身体検査及 筆記試験、口述試験、	試験種目

#### 備考

- 法により受験するものとする。 筆記試験及び適性検査については、 試験期日前にインター ネッ トを利用する方
- 2 育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 試験するものとする。 筆記試験は、 国語(作文を含む。 に定める高等学校卒業程度の学力について 数 学、 地理歴史及び公民につき、 学校教

### 二試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

第六回	試験回
海上自衛隊徳島航空基地	名
航空基地	称
板野郡松茂町住吉字住吉開拓三	位
住吉開拓三八	置

## 三 応募資格

法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、 日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、 かつ、 次のいずれにも該当しないもの 学校教育

- なるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、 その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なく
- 3 2 の団体を結成し、 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、 又はこれに加入した者 当該処分の日から二年を経過しな 他

## 四 採用予定月

令和五年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、 各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

## 徳島県告示第七百十四号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

指定管理者の名称及び事務所の所在地徳島県立佐那河内いきものふれあいの里

特定非営利活動法人大川原

名東郡佐那河内村下字南林一番地一七

三 指定の期間

## 徳島県告示第七百十五号

第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。 く特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づ

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、 この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響について の調査の結果

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯泉 嘉門

## 一 申請の概要

申請者

名 称 鳴門観光株式会社

住 所 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池六五番地七

代表者 代表取締役 齋藤敦夫

2 工場又は事業場

名 称 鯛丸海月

所在地 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池一五一三三

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三

八に規定する入浴施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、 汚水等の処理の方法並びに排出水の汚染状態及び量の変更

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、 関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホ ムペー ジにおいて公表する。

一 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年十二月二十三日から

令和五年一月十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第七百十六号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県青少年センター

徳島県青少年センター共同事業体二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島市東大工町一丁目九番一号

三 指定の期間

徳島県告示第七百十七号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立埋蔵文化財総合センター

板野郡板野町犬伏字平山八六番二

三 指定の期間

徳島県告示第七百十八号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立総合福祉センター

徳島市西新浜町二丁目三番七八号社会福祉法人徳島県社会福祉事業団ー指定管理者の名称及び事務所の所在地

三 指定の期間

## 徳島県告示第七百十九号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯泉 嘉門

ー ツセンター) でいる ( でいい者 ( でいい者 ) でいる ( でいい者 ) でいる ( でいい者 ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ( でいいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ) でいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ) でいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる ) でいる ) でいる ) でいる ) でいる ) でいる ( でいいる ) でいる	がい者支援センター) センター及び視聴覚障 センター及び視聴覚障	わせる公の施設の名称指定管理者に管理を行
	r+ //ic //ic	
<b>岡田企画株式会社</b>	県社会福祉事業団	指定管理者の名称
一六番地の三	目三番七八号	事務所の所在地指定管理者の主たる
同	令和五年四月一日から令和	指定の期間

## 徳島県告示第七百二十号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島県立出島野鳥公園	の郷徳島県立美馬野外交流	の道記念館及び徳島県立渦橋架橋	わせる公の施設の名称指定管理者に管理を行
島・ベール徳	株式会社工制	プ 会参加グルー 会参加グルー が は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	の 名 称
り台一番地の一阿南市那賀川町みど	庄二七六番地一三好郡東みよし町中	八須字西ノ瀬三四番地板野郡北島町太郎八	事 務 所 の 所 在 地指定管理者の主たる
同	同	十年三月三十一日まで	指定の期間

# 徳島県告示第七百二十一号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

# 徳島県知事 飯泉 嘉門

同	原字川北三〇番地勝浦郡上勝町大字福	倶楽部の異山	森 徳島県立高丸山千年の
年三月三十一日まで令和五年四月一日から令和十	西上角三九番地 名西郡神山町神領字	組合	徳島県立神山森林公園
指定の期間	事務所の所在地指定管理者の主たる	名称	わせる公の施設の名称指定管理者に管理を行

良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改徳島県告示第七百二十二号

令和四年十二月二十三日

徳島県知事	飯	泉		嘉		門
土地改良区の事務所の所在地及び名称	認	可	年	月	日	
勝浦郡勝浦町	令和四年	+ =	月六	日		
勝浦土地改良区						

良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、徳島県告示第七百二十三号 土地改

令和四年十二月二十三日

以西土地改良区	徳島市国府町	土地改良区の事務所の所在地及び名称	徳島県知事
	令和四年	認	飯
	十二日	可年	泉
	七日	月	嘉
		日	
			門

# 徳島県告示第七百二十四号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県富田浜第一駐車場、 徳島県富田浜第二駐車場及び徳島県幸町駐車場

指定管理者の名称及び事業所の所在地

株式会社バル

徳島市紺屋町二四番地

 $\equiv$ 指定の期間

徳島県告示第七百二十五号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

新浜町団地県営住宅

一 指定管理者の名称及び事業所の所在地

亀井組グループ

鳴門市撫養町立岩字七枚一一四番地

三 指定の期間

## 徳島県企業局告示第二号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 令和四年十二月二十三日

徳島県企業局長 板東 安彦

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

指定管理者の名称及び事務所の所在地徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場

徳島市国府町花園五十九番地三株式会社ティビィケイ

三 指定の期間